

## 徳島県障がい者 相談支援センターによる 身体障がい者巡回相談のお知らせ

障害の状況や遠隔地である等の理由により、障がい者相談支援センターに直接来所できない方を対象に巡回相談を行いますので、この機会にご相談ください。

### 1. 相談内容

身体障がい者の補装具（義足・補聴器等）の給付を受けたい。  
身体障がい者福祉の諸制度について知りたい。

### 2. 日程等

実施年月日	相談科目	場所
平成26年9月2日(火)	整形外科	県立海部病院

### 3. 受付時間

午前10時より午前11時30分まで

### 4. 注意事項

完全予約制になっていきますので、事前に役場住民福祉課へお申込みください。

### 5. 費用

無 料



## 在宅知的障がい者家庭支援事業のお知らせ

療育手帳の交付判定、再判定、障害年金の診断書作成、その他相談事業を徳島県障がい者相談支援センターの職員等が阿南保健所に巡回し行っております。

相談は無料ですが、予約が必要ですので事前に役場住民福祉課までお申し込みください。

実施日	場所
毎月第3水曜日（※都合により変更することがあります）	南部女性こども相談センター（阿南保健所内）

## 特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当は精神や身体に常に介護を必要とする程度の障がいのある児童をご家庭で保護、監督している父や母、または父母に代わって児童を養育している方に対し支給される手当です。

### 対象となる児童

20歳未満で、身体または精神に重度障がいまたは中度障がいのある児童

### 支給されない場合

- 1 手当を受けようとする人、対象となる児童が、日本に住んでいない場合
- 2 児童が肢体不自由児施設や知的障害児施設などの施設に入所している場合
- 3 児童が障害を理由として厚生年金など公的年金を受けることができる場合
- 4 手当を受けようとする人の前年の所得が一定額以上ある場合

### 支給額

支給される手当の月額障がい児1人につき1級（重度障がい児）49,900円、2級（中度障がい児）33,230円となっています。

### 特別児童扶養手当の支払日

手当は、請求した月の翌月分から支給され、年3回、支給月の前月分までの4か月分が支払われます。

4月期（12月～3月分）	4月11日	（11日が土曜日、日曜日にあたるときはその前日）
8月期（4月～7月分）	8月11日	
12月期（8月～11月分）	11月11日	

詳しくは牟岐町役場住民福祉課までお問い合わせください。TEL 72-3416